

平成26年6月23日
東北森林管理局

森林土木工事（治山工事）に係わる入札に参加を希望される方へ

今般、海岸防災林復旧工事において、受注者が購入した土砂の一部に、森林法に基づく林地開発許可や採石法の採取計画の認可を得ずに採取された土砂が使用されていたことが判明したところです。

このため、今後の工事における再発防止策として、土砂を使用する場合の取扱いについては、「請負に係る治山工事の現場説明及び特記仕様書について」において、下記のとおり定めたのでお知らせします。

記

「請負に係る治山工事の現場説明及び特記仕様書について」

様式－２－１８

工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

また、土砂が採取された箇所に係る情報として、所在場所、位置図、開発許可された現地の状況（概況、設置標識）写真について併せて提出しなければならない。

お問い合わせ先
東北森林管理局
計画保全部治山課
TEL 018-836-2019